

## 学校の名称と不正競争防止法

—「呉青山学院」の名称を用いることとの差止請求が認められた事例—

東京地裁平成二三年七月一九日判決・判例時報一八一五号一四八頁

## 問題の所在

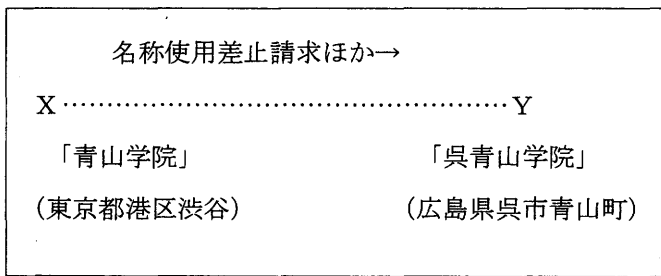
学校の名称は、教育目標を具体的な形で外部に表示するものである以上、それをどのように定めるかは、教育内容の充実と共に、学校経営者にとって極めて重大な問題である。又、現実の学校の名称では、設立されている地域名を学校名の中に取り込んでいるものが多いが、教育結果に対する社会からの評価によっては、地域名を超えた著名性を学校の名称が獲得する場合も少なくない。そして、この著名性は、学校に対する社会からの評価と共に、学校経営上の利益にも直結するものであるから、その著名性を第三者が利用しようとすることに對しては、学校経営者としては法的な対処を含む自己の権利ないし利益を守るための措

置を講ずることが必要となる。本稿では、広島県呉市に設立された学校の名称が、東京都内の著名な学校の名称と類似しているとして差止請求が認められた事例を取りあげ、学校の名称の持つ法律上及び事実上の意義について考えてみる。

## 事件の概要

原告Xは、東京都内に、「青山学院大学」、「青山学院高等部」、「青山学院中等部」、

### 【事実関係図】



「青山学院初等部」等の各学校を設置運営する学校法人である。Xは、前記各学校又はその集合体を表すものとして、「青山学院」、「Aoyama Gakuin」の各名称を用いており、これらの表現について商標権を

取得している。

被告Yは、従前Yの名称を用いた「清水ヶ丘高等学校」という名称の高等学校を設置運営していたが、平成二二年四月、広島県呉市青山町に、「呉青山学院中学校」という名称の中学校を新たに開設し、この学校を表す名称として「呉青山学院中学校」、「Kure Aoyama Gakuin」、「Kure Aoyama Gakuin Junior High school」を用い、同中学校が中高一貫教育を行うことをうたって入学希望者の募集等を行った。

本件は、Xが、Yによる「呉青山学院」の名称の使用は、不正競争防止法第二条第一項第一号ないし第二号にいう不正競争行為に当たり、又はXの商標権を侵害しているとして、名称使用の差止及び損害賠償を求めた事案である。Xは、請求に際して、①遅くとも平成二一年三月までには、「青山学院」の名称はXの行う教育事業ないしその設置運営する学校を表す名称として著名となっていた、②「呉青山学院」の名称の要部は「青山学院」の部分にあり、著名な学校名称に地域名を冠することが広く行われていることからすれば、「呉青山学院」

と「青山学院」とは類似した観念を生ずる、  
③青山学院大学への入学希望者は全国からあるほか、受験説明会等も全国で実施されており、「青山学院」の名称は広島県呉市においても著名性がある、等と主張した。

これに対してYは、①そもそも学校教育は不正競争防止法にいう「営業」に当たらない、②「青山学院」自体にXの主張するような著名性は認められず、③そもそも「青山学院」は「青山」と「学院」との普通名称から構成されるものであり、その点からも著名性は認められない、④「呉青山学院」は「呉」の部分に重要性があり、「青山学院」とは異なる観念を生じさせるものであり、両者は類似しない、⑤少なくとも「青山学院中等部」が広島県呉市において著名性を有しているとはいえない、⑥「呉青山学院」がYの設立に係るものであることは入学希望者層に対して周知されており、誤認混同は生じない、等と反論した。

## 判決要旨

「不正競争防止法……にいう「営業」と

は、広く経済的対価を得ることを目的とする事業を指し、病院等の医療事業、予備校の経営や慈善事業等をも含むものであつて、私立学校の経営もこれに含まれる」。又、「X名称は、遅くとも平成一一年三月までには、Xが行う教育事業及びXが運営する各学校を表す名称として、……著名なものになつていた」と認められる。

「X漢字名称は「青山学院」であつて、一般論として、このうち「青山」の部分が人名……又は地名……としてありふれた名称であり、「学院」の部分が学校の異称であつて、ミッションスクールや各種学校等において多く用いられる普通名称であることとからすれば、それぞれの部分からは営業主体の識別表示としての称呼、観念は生じず、「青山学院」全体としてのみ識別表示としての称呼、観念が生じるものであるところ、本件においては、前記のとおり、原告名称が著名性を有するものであるから、「青山学院」全体として強い自他識別力を有するものと認められる。」

「他方、Y漢字名称は「呉青山学院中学校」というものであるところ、このうち

「中学校」の部分は学校教育法上の中等普通教育を施すことを目的とする学校を示す普通名称であり……、「学院」の部分は学校の異称であつて、ミッションスクールや各種学校等において多く用いられる普通名称である。そして、冒頭の「呉青山」のうち、「呉」が広島県の都市の名称として全国的に広く知られたものであるのに対して、「青山」の部分は、人名……又は地名としてありふれた名称であつて、少なくとも広島県の地名として「青山」の名称が使用されている地域があることは知られていない。そうすると、Y漢字名称のうち、営業主体の識別表示としての称呼、観念が生じるのは、「呉青山学院中学校」全体、「呉青山学院」の部分及び「青山学院」の部分であるが、本件においては、前記のとおりX名称が著名性を有するものであることに照らせば、「青山学院」の部分が、特にY漢字名称を目にした者の注意をひき、強い自他識別力を有するものと認められる。」

「上記のとおり、Y漢字名称については、そのうち「青山学院」の部分からも識別表示としての称呼、観念が生じるものである

から、X漢字名称とY漢字名称とは、「青山学院」の部分について外観が共通し、「アオヤマガクイン」の称呼を生じる点でも同じである。そして、……「青山学院」の表示が著名であることからすれば、Y漢字名称からは「青山学院」と何らかの関連を有する呉所在の中学校」という観念が想起されるのであって、「両者は観念において類似する」といふべきである。」

「Yの設置運営する呉青山学院中学校の所在地が呉市青山町二番一号であることに照らせば、「呉青山」は、「呉市青山町」を短縮表記したものととして、役務提供の場所を示す名称といふことができる。また、「中学校」の語は学校教育法上の中等普通教育を施すことを目的とする学校を示す普通名称であるが、法令上の用語でもある（学校教育法一条、三五条参照）。他方、「学院」は、学校の異称であつて、ミッシェンスクールや各種学校等において多く用いられる普通名称であるが、法令上の根拠を有する語ではない。「学院」の語は、所在地の地名と組み合わせる学校名称として用いられることもあるが、地名（地方名、

県名、市町村名等）に「学院」の語を直接続けた「〇〇学院」の名称を用いている中学校ないし高等学校の数は約三〇校で、全国の中学校、高等学校の総数からみれば極めて小さな割合であり、また、それらの名称をみると、例えば、地方名を冠したものは東北学院、関東学院、関西学院、九州学院、常総学院など、県名・市町村名等を冠したものは広島学院、宮城学院、目黒学院、帝塚山学院などであつて、その多くは、単に当該地名により表された地域に所在する学校という意味を超えて、特定の経営主体により設置運営されている特定の学校を示す固有名称として社会的に認識されていること……に照らせば、所在地の地名と「学院」の組合せが、普通名称又は学校について慣用されている表示に該当すると認めることはできない。」

「以上のとおり、Yが設置する中学校につきY名称を用いる行為は、不正競争防止法二条一項二号に規定する不正競争行為に該当する。したがつて、これと選択的關係に立つ同法二条一項一号所定の不正競争行為及び商標権侵害を理由とする各差止請求

に関するXの主張の可否につき検討するまでもなく、Yに対してY名称の使用の差止めを求めるXの請求は理由がある。」

「Xは、YがY名称を用いたことにより、不正競争防止法一条一項二号所定の著名商品等表示としてのX名称の識別力が希釈化し、いわゆる「グッドウィル」が毀損されたという意味での損害を被つたと主張する。」  
「しかし、本件全証拠によつても、Yの行為によつて、X名称につき……具体的な損害が生じたとまでは」認めることができず、  
「Xの損害賠償請求は理由がない。」

## 争点の検討

本件は、Yの設置した学校の名称が、Xの設置運営する学校の名称と類似しているかが争われ、不正競争防止法に基づく差止請求が認められた事案である。

不正競争防止法は、競争秩序の維持、発展を図ることを目的として、不正競争行為を禁止する法律であり、公的機関でなく私人に差止請求や損害賠償請求を認めている点に特徴がある。本件でXが主張した同法

第二条第一項第一号第二号は、それぞれ、商品や営業主体の混同行為（第一号）、他人の著名表示を不正に利用する行為（第二号）を禁止するものであり、要件に微妙な違いはあるが（第二号では混同が生じていることは必要でない）、全体として、他人の営業に便乗して自己の利益を図ろうとする行為を不正競争として禁止している、と考えて差し支えないであろう。

なお、本件で裁判所がYの行為を不正競争であると認めたのは、前記のうち第二号に基づくものであって、Xがその他に主張していた第一号及び商標権侵害については、判断するまでもないとしている。これは、民事訴訟の技術的特徴の一つであり、裁判所が法的判断を示すのは、Xの求めている結論（本件で言えば名称使用の差止）が認められるべきか否かの理由を明らかにするためであるから、一つの理由（本件で言えば第二号）に基づいて差止が認められる以上、他の理由についてあえて判断をしなくても結論が変わらない（これは当事者にとっては裁判が早く終わるという意味がある）、というだけである。従って、判断されな

った他の理由の持つ法律上の意味が、必ずしも小さいとは限らないことに注意しておく必要がある。

本件においてYは、「青山学院」の名称の著名性を争うと共に、「青山学院」の名称が、「青山」「学院」に分離すればいずれも普通名称であること、又、「呉青山学院」についても、呉市青山町にある中学校以上の観念は生じないと主張しているが、裁判所は、「青山」と「学院」がそれぞれ普通名称であっても、「青山学院」と合体した場合にXの教育事業を表す著名表示であると判断し、かつ、Yの「呉青山学院」の名称についても分析的に検討を加え、「青山学院」が連続で使用されている点を捉えて、X名称と類似であると判断している。このような類似性に関する判断について、裁判所の裁量がある程度大きくなることは避けられないが、「青山学院」の全国的な周知性からして、「呉」の名称を冠したとしても、両者が類似であるとの結論にそれ程異論は生じないであろう。

但し、前記のとおり、本件では「青山学院」と一体化した名称に不正競争防止法上

の要保護性が認められたわけであるから、例えば、Yの名称が「呉青山学園中学校」となっていた場合に、類似性に関する結論がどのようになったかはかなり微妙である。又、Xの損害賠償請求が棄却されていることから明らかなおお、このような事案での損害については、不正競争者の利益が全て損害となるわけでない以上、算定が困難な場合も少なくない。

結局、学校経営者としては、自己の運営する学校の社会的評価について、それが高くなればなるほど常に不正競争の危険にさらされることを自覚する必要がある、かつ、そこでの法的救済についても、名称使用等の差止という、いわば守りの姿勢に徹するしかない点に、併せて注意する必要があるであろう。

（筑波大学助教授・星野 豊）

（参考文献）

・小野昌延『不正競争防止法概説』（有斐閣、一九九四年）

・田村善之『不正競争法概説』（有斐閣、第二版、二〇〇三年）